

はじめに

消音器を交換すること等により、大きな騒音や人が不快と感じる騒音をまき散らす自動車等が後を絶たない状況にあったことから、平成20年12月交換用マフラーの騒音防止性能等を予め確認する機関が性能を確認したマフラーには「性能等確認済表示」を表示する等の後付消音器性能等確認制度が国土交通省により創設されました。

当協会は、この制度にいち早く対応し、後付消音器の性能等の確認を行う中立・公正な機関として、平成21年8月から業務を開始致しました。

後付消音器は近接排気騒音及び加速走行騒音のそれぞれの測定値が基準値を超えないことが必要であり、製作・販売される後付消音器が、申請された後付消音器と同じ構造及び性能を有するものとなるような品質管理体制等が求められます。

このことから、後付消音器の性能等の確認を申請する事業者は、材料・加工の検査はもとより、完成品検査、製造・測定機器の点検校正、「性能等確認済表示」の適正管理を行うとともに、取り付けられる自動車の範囲を明確に表示して、それ以外の自動車への取り付けを防止する措置を講じなければなりません。また、製品の識別やトレーサビリティ(注)を確保できる体制を有し、販売先の管理のための記録等責任者を明確にして、他の者による性能等確認済表示の不正使用等の防止に努めなければなりません。さらには、「性能等確認結果の通知」を受けた後であっても、確認済後付消音器製作者等の実施すべき事項を遵守して頂くことが消音器製作者及び販売者の責務となっています。

後付消音器の性能等の確認を申請する事業者様等におかれましては、後付消音器性能等確認制度を正しく理解して頂くことをお願い申し上げます。

(注) トレーサビリティ : 対象とする物品とその部品や原材料の流通履歴を確認できること